

建設職人基本法に基づく 山口県計画の概要とその 取り組み状況について

山口県土木建築部監理課



- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（通称：建設職人基本法）について
- 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画（以下「県計画」という。）について
- 3 県計画を推進するための実施内容について

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

施行：平成29年3月16日

【目的】 第1条関係

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

【基本理念】 第3条関係

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

【国等の責務】 第4条から第6条関係

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

【基本計画等】 第8条・第9条関係

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 政府は、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

1. 当初の基本計画は、平成29年6月に閣議決定
2. 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と規定
3. 法律の規定に基づき、令和5年6月に計画変更に係る閣議決定
4. 変更の概要（追加事項）

健康確保対策の強化（熱中症対策等）

人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

○ 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2. 一人親方等への対処の必要性
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

○ 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

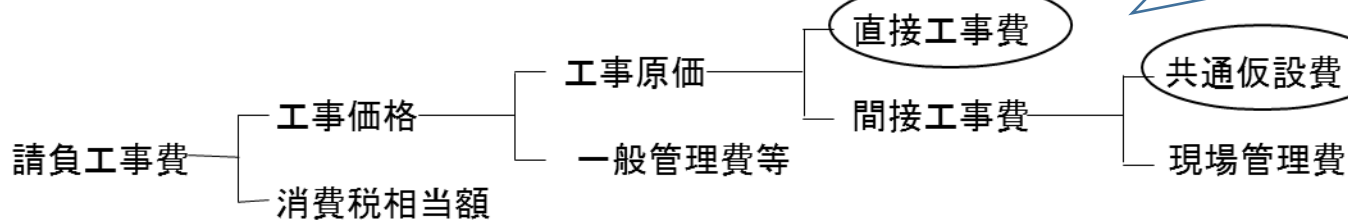
- 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - 2. 責任体制の明確化
 - 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - 4. 建設工事の現場の安全性点検等
 - 5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- 講習会の開催
 - ・ 毎年 1 回開催
- 安全衛生経費の確認調査
 - ・ 立入検査と同時実施
 - ・ 各社の安全に向けた取組を聞取り
- 普及啓発
 - ・ チラシの作成・配付
- 県発注工事での熱中症対策
 - ・ 積算基準
 - ・ 山口県土木工事共通仕様書

- 建設業取引適正化推進期間において実施。
- 県発注工事について設計図書の積算と実際の下請等契約状況を比較

積算の体系

一般的に安全衛生経費が積算されている項目を中心に確認



設計図書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額
仮囲い	H= 2 m	6 0 0	m		
仮設鉄板敷	設置費、基本料	3 6 0	m ²		

設計図書の確認

河川改修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 足場・支保工	7 5 7 千円	1, 2 4 0 千円	下請
共通仮設費 交通誘導警備員	1 3, 5 5 0 円／ 人・日	1 6, 0 0 0 円／ 人・日	下請（警備会社委託）

設計図書の確認

解体工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 枠組本足場	2, 2 8 4 千円 (2, 2 5 7 円× 1 0 1 2 m ²)	1, 0 3 8 千円 (9 5 0 円× 1 0 1 2 m ²)	下請
直接工事費 防音シート	1, 4 0 9 千円 (1, 1 7 7 円× 1 1 9 7 m ²)	5 1 7 千円 (4 0 0 円× 1 1 9 7 m ²)	下請
共通仮設費 交通誘導警備員	6 9 3 千円 (1 1, 5 5 6 円 × 6 0 人)	9 7 2 千円 (1 6, 2 0 0 円× 6 0 人)	下請 (警備会社委託)

設計図書の確認

橋梁補修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 仮設工	1 3, 7 2 6 千円	約 1 8, 0 0 0 千円	下請

港湾改修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 交通誘導警備員	1, 9 6 1 千円	約 3, 0 0 0 千円	下請（警備会社委託）

○各社の取組

K Y（危険予知活動）など各社共通の取組に加え

- I S O 4 5 0 0 1 の取得
- 現場事務所以外に、作業員用事務所（休憩所）を設置することで熱中症対策を実施
- 工事部門以外の視点でのパトロールを実施
- 安全に関する専門部署によるパトロール及びその結果の現場へのフィードバック
- 協力会社（下請）を含めた安全対策学習会
等各社で特徴ある取組を実施

- 現場環境改善費（共通仮設費）、現場管理費

- 高温多湿な作業環境下での必要な措置「土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）」に則り、適切に対処すること。

- ① 等、指を場所と。根さ等憩る屋敷に休けなく（付い設易しを簡G備涼設Bの施等、W水及び物、料陰及蔽け、飲品遮設はは物をにたるき備所まきで設場所での業場のため休憩をとめ作憩とこた、休くるうにたす遮行もえやををと備冷熱房とをに冷る房度てはめ冷適じた努にを応まに隣体に風減近身に通低た、場なのまけ作業度）設作適数い
- ② か、透とほびるる及図す取を縮撰等短の認を分確と間塩のこ時、らう業分れ行作水そのるの、繁す後し頻続前導を連業指視し作を巡保、等の確け用めを設着た間をのる時間装す憩期服講休化いをび順良置よのの措おへ性な止熱気要休に通必的やにの作業性も作計湿と
- ③ 健康状態に留意すること。作業員等の作業する作業環境下で作業すると。高温多湿な作業環境下で作業すると。

○工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン

- 受注者の請求による工期の延長（契約書第21条）

安全と健康が、 建設現場を強くする。

毎年建設工事の現場で死亡事故が発生しており、
尊い命が失われています。

山口県では、建設工事の現場での災害の撲滅に
向けた取組を推進していくため、いわゆる職人
基本法に基づく「建設工事従事者の安全及び健
康の確保に関する山口県計画」を策定しました。

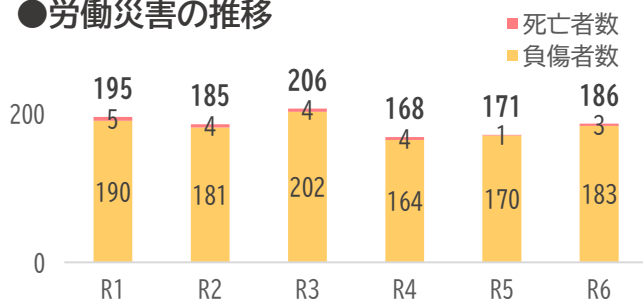
計画を実行化するための県の取組

- 安全経費が適切に積算され、労働安全衛生法
等に即した形で使われているか等について、
建設業法の規定による立入検査などを通じて
チェックしていきます。
- 安全講習会を実施し、建設工事従事者の安全
に関する意識啓発を図ります。



山口県の建設業における労働災害の現状（出典：山口労働局統計）

●労働災害の推移



●災害発生状況で件数が多いもの（R6）

1位	墜落、転落	41件
2位	はさまれ、巻き込まれ	26件
3位	切れ、こすれ	19件
4位	転倒	18件
5位	飛来、落下	17件
5位	激突され	17件

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画（H30.5策定）

1 建設工事現場における安全対策の推進

建設工事現場の安全性の点検等／墜落・転落災害防止対策の充実・強化／一人親方等
の安全及び健康の確保／特別加入制度への加入促進等の徹底 など

2 働き方改革の推進

適切な安全衛生経費の積算や工期の設定／週休二日の推進等による休日の確保／i-
Construction導入の推進 など

3 安全及び健康に関する取組の促進

建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発／メンタルヘルスケアの充実／定
期健康診断（特定健診）の積極的な受診 など

建設業は労働災害による死傷者数が多い業種です。

全産業中、約3割が建設業で発生しています。
※厚生労働省「令和6年の労働災害発生状況」

労働災害が発生した場合、事業者は「4つの責任」を負う可能性があり、企業の存続にも関わる重大なリスクとなります。

労働災害を未然に防止するため、リスクアセスメント（危険性又は有害性の調査）の実施、安全教育・危険予知（KY）活動を徹底しましょう。

STOP!
労働災害



事業者が負う「4つの責任」

1



刑事責任

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

2



民事責任

損害賠償

3



行政責任

作業停止・許可取消
等の行政処分

4



社会的責任

企業のイメージ低下
存在基盤の喪失

建設業で労働災害が発生すると…

建設業法第28条に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から監督処分を受ける可能性があります。

処分内容

指示処分 : 違法行為の是正を命じる
営業停止 : 1年以内の期間（違反内容により期間を決定）
許可取消処分 : 建設業許可を取り消す ※建設業法第29条

**監督処分
による影響**

- 国土交通省の「ネガティブ情報等検索サイト」に掲載され、処分されたことが公に知られることとなります。
- 経営事項審査の点数で減点があります。
- 指名停止措置が行われるおそれがあります。
- 指名停止となった場合、山口県入札参加資格の点数が減点されます。

お問い合わせ先
土木建築部監理課建設業班
(TEL 083-933-3629)



安全対策について詳しく知りたい方はこちら！



厚生労働省 職場のあんぜんサイト 厚生労働省 安全衛生関係リーフレット 山口労働局 山口県技術管理課 工事の安全対策

